

株式会社シルバーホクソン指定通所介護及び第1号通所事業
運営規程

(事業の目的)

第一条 この規程は、株式会社シルバーホクソンが開設する指定通所介護及び第1号通所事業「シルバーホクソン デイサービスふあいん前川」(以下「事業所」という。)が行う指定通所介護及び第1号通所事業(以下「指定通所介護等」という。)の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態及び要支援状態にある高齢者又は事業対象者(以下「要介護者等」という。)に対し適正な指定通所介護等を一体的に提供することを目的とする。

(事業の運営方針)

第二条 事業の実施にあたっては、利用者である要介護者等の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

二 事業所の従業者は、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図るものとする。

三 事業の実施にあたっては、地域の結びつきを重視し、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスの提供に努めるものとする。

(事業の名称等)

第三条 通所介護事業所を行う主たる事業所の名称、所在地、事業単位及び定員は、次のとおりとする。

一 名称 シルバーホクソン デイサービスふあいん前川

二 所在地 埼玉県川口市前上町7-8

三 事業単位 1単位

四 定員 40名(大規模I型)

(事業所の職員の職種、員数及び職務内容)

第四条 主たる事業所に勤務する職員の職数、員数及び職務内容は次のとおりとする。

一 管理者 1人

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務管理を一元的に行う。

二 生活相談員 1人以上

生活相談員は、利用者及びその家族等からの相談に応じ、職員に対する技術指導、事業計画の作成、関係機関との連絡調整等を行う。

三 看護職員 1人以上

看護職員は、利用者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。

四 介護職員 6人以上

介護職員は、利用者の入浴、給食等の介助及び援助を行う。

五 機能訓練指導員 1人以上

機能訓練指導員は、機能の減衰を防止するための訓練を行う。

(営業日及び営業時間)

第五条 事業所の営業時間は、次のとおりとする。

一 営業日 月曜日から土曜日まで(日曜日定休)

(ただし、日曜日及び5月3日から5月5日及び8月13日から15日及び12月30日から1月3日を除く。都合により変更あり。)

二 営業時間 8時30分から17時30分

三 サービス提供時間 8時30分から17時00分

(7時間以上8時間未満・6時間以上7時間未満・5時間以上6時間)

(サービス提供時間の留意事項)

第六条 指定通所介護等の留意事項は次のとおりとする。

- 一 事業の提供にあたっては、次条第1項に規定する通所介護計画または第1号通所事業に係る計画（以下「通所介護計画等」という。）に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営む上で必要な援助を行う。
 - 二 指定通所介護等の従業者は、事業の提供にあたっては、懇切丁寧に行うこと旨とし、利用者またはその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明をする。
 - 三 事業の提供にあたっては、介護技術の進歩に対し、適切な介護技術をもってサービス提供を行う。
 - 四 事業所は、常に利用者の心身の状況を適確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症の状態にある要介護者等に対しては、必要に応じその特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。
- (通所介護計画等の作成)

第七条 サービス提供に関わる職員は、利用者の心身状況及び意向並びにその置かれている環境を踏まえて、機能訓練の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した通所介護計画等を作成するものとする。

- 二 サービス提供に関わる職員は、上記の計画を作成したときは、利用者またはその家族に対しその内容等について説明し、その同意を得た上で、計画書の写しを交付するものとする。
- 三 計画書等の作成にあたっては、すでに居宅サービス計画が作成されている場合には、その内容に添って作成するものとする。
- 四 指定通所介護等の従業者は、それぞれの利用者について、通所介護計画等に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況を説明し、記録する。

(事業所の利用料及びその他費用の額)

第八条 指定通所介護を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、第1号通所事業を提供した場合の利用料の額は市又は区が定める基準によるものとし、当該通所介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割または2割または3割の額とする。

- (1) 食事の提供
- (2) 入浴（一般浴）
- (3) 日常生活動作の機能訓練
- (4) 健康チェック
- (5) 送迎

二 その他費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする。

- (1) 次条に定める通常の実施地域を越えた地点から送迎に要する費用。
1 kmあたり50円
- (2) 食費 1日あたり300円から600円（選択するメニューによる）
- (3) 飲料費 1日あたり100円
- (4) 使い捨て備品
 - 包帯 100円
 - ガーゼ 50円
 - 湿布 50円
 - ネット 100円
 - ヒゲソリ 50円
 - リハビリパンツ 200円
 - 尿とりパッド 50円

マスク 50円
連絡袋 300円
ネームタグ 200円
コピー代 50円～200円(サイズ、白黒カラーによって変動あり)

(5) その他特別の行事などにかかる費用は実費を徴収する。

(6) 延長料金 サービス提供時間を超えた場合、30分ごと1500円(実費)

三 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をしたうえで、必要時徴収とする。

(通常の事業の実施地域)

第九条 通常の実施地域は、川口市(西新井宿、新井宿、里、鳩ヶ谷本町2丁目、辻、南鳩ヶ谷、鳩ヶ谷緑町、前田、上青木、青木、中青木、西青木、上青木西、栄町1～3丁目、幸町、並木、南前川、前川、前上町、前川町、本前川、安行領根岸、伊刈、柳崎1～3丁目、柳根町、道合、芝、芝東町、芝高木、芝下、芝宮根町、芝中田、芝新町、芝西、芝樋ノ爪、芝塚原、芝富士、芝園町、西川口1～4丁目、並木元町、朝日、末広、東領家1～3丁目)、蕨市(塚越、北町、中央、南町、錦町3～5丁目)の区域とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第十条 利用者は、サービスの利用にあたって、主治医からの指示事項がある場合には申し出る。

二 事業所は、利用者が体調不良等によりサービスの利用に適さないと判断された場合には、サービスの提供を中止することがある。

(緊急時における対処法)

第十一条 事業所の従業者は、サービス提供時に利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは必要に応じて臨時応急の手当てを行うと共に、速やかに主治医に連絡し適切な処置を行うこととする。

(苦情処理)

第十二条 事業所に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。

二 提供した指定通所介護等に関し、市区町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市区町村の職員からの質問もしくは照会に応じ及び市区町村が行う調査に協力するとともに、市区町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

三 提供した指定通所介護等に関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

四 提供した指定通所介護等に関する利用者からの苦情に関して、市区町村等が派遣するものが相談及び援助を行う事業その他の市区町村が実施する事業に協力するように努める。

(事故発生時の対応)

第十三条 事業の提供にあたる者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市区町村及び居宅支援事業所、当該利用者の家族、管理者に連絡し適切な処置を行うものとする。

(非常災害対策)

第十四条 事業所は、非常災害に対する具体的な計画をたて非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第十五条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

一 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

二 虐待の防止のための指針を整備する。

三 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（感染症対策強化に関する事項）

第十六条 事業所は、感染症の発生及びまん延等に関する取組を徹底する為、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

一 感染症の発生及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

二 感染症の発生及びまん延防止のための指針を整備する。

三 従業者に対し、感染症の発生及びまん延防止のための研修を定期的実施する。

四 感染症の発生及びまん延防止のための訓練を定期的実施する。

（その他運営に関する重要事項）

第十七条 事業所は、従業者の資質向上を図るための研修の機会をつぎのとおりに設けるものとし、また、業務体制を整備する。

一 採用時研修 採用3ヶ月以内

二 継続研修 年1回以上

（秘密保持）

第十八条 従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

二 従業者であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約書の内容とする。

（その他）

第十九条 この規程に定めるほか、運営に必要な事項は株式会社シルバーホクソン代表取締役が事業の管理者と協議に基づいて定めるものとする。

付則

この規程は、平成16年5月1日から施行する。

この規程は、平成16年12月1日から施行する。

この規程は、平成17年3月8日から施行する。

この規程は、平成17年7月18日から施行する。

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

この規程は、平成17年11月1日から施行する。

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成18年4月15日から施行する。

この規程は、平成18年9月18日から施行する。

この規程は、平成18年11月6日から施行する。

この規程は、平成19年3月1日から施行する。

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

この規程は、平成21年7月6日から施行する。

この規程は、平成21年12月1日から施行する。

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

この規程は、平成22年4月13日から施行する。

この規程は、平成24年4月2日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年12月1日から施行する。
この規程は、平成30年4月1日から施行する。
この規程は、平成30年7月1日から施行する。
この規程は、令和1年9月1日から施行する。
この規程は、令和2年5月18日から施行する。
この規程は、令和3年1月4日から施行する。
この規程は、令和3年1月18日から施行する。
この規程は、令和3年4月1日から施行する。
この規程は、令和4年4月1日から施行する。
この規程は、令和5年4月1日から施行する。
この規程は、令和6年3月1日から施行する。
この規程は、令和6年10月1日から施行する。

